

I. 反対尋問

- 5
1. 否定説では、同時傷害によって発生した死亡結果責任を誰にも負わせられないことになってしまう。すると、刑法の目的である犯罪の抑止を達成できなくなるのではないか。
 2. 死因となった重い傷害について同時傷害の特例が適用されるならば、その結果にも特例を適用すべきではないか。

以上